

近代化基金融資推薦申込みについて

H23.6 総務課

かねてよりご活用いただいております、運輸事業振興助成交付金の近代化基金による利子補給制度につきまして、昨今の車両に対する環境規制の段階的進展を踏まえ、これまでのNOx・PM法非適合車から適合車への代替に重点を置いた制度から、「ポスト新長期規制適合車」の導入に対する融資および利子補給制度に改め、6月1日より新たに「ポスト新長期融資」の取扱いを開始いたしました。

また、これに伴い、融資総枠を15億円に拡大、個別事業者の融資限度額も総額で6千万円まで引き上げられたことから、これまで以上にご利用いただきやすくなりました。

詳しくは、下記公募要領をご参照の上ご利用下さいますようお願い申し上げます。

近代化基金融資公募要領

1. 融資総枠 15億円
2. 公募期間 平成23年6月1日(水)～平成24年2月20日(月)
上記の公募期間中、毎月20日を締切日として融資総枠に達するまで申込を受け付けます。なお、融資総枠に達しなくとも最終締切日をもって受付を終了します。
3. 融資の対象者
当協会の会員で、かつ滋賀県に本社を有している事業者並びに共同体(協同組合)です。
なお、金融機関が商工中金(信用組合)と決められているため、借入の申込をする際には、
 - (1)商工中金に出資している事業協同組合等の団体またはその構成員であること。
 - (2)商工中金の代理店となっている信用組合の組合員であること。上記いずれかの資格を持っていることが必要です。従って、資格を持っていない申込者はあらかじめ協会または商工中金(信用組合)にご相談下さい。
4. 融資対象事業
融資の対象となる事業は次のとおりです。
 - (1)一般融資
荷役機械、車両等の輸送関係機器の購入(代替を含む)及び車両の改造に要する資金。
トラックターミナル、配送センター等の物流施設の整備に要する資金。
近代化、合理化のための事務機器等の購入、設備の補修・改造等も含む。
福利厚生施設の整備に要する資金。
 - (2)ポスト新長期融資
「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」(平成20年3月25日国土交通省告示第348号)による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車の導入に要する資金。(別表1参照)
 - (3)NOx・排ガス融資
自動車NOx・PM法に定める排出基準に適合しない事業用貨物自動車又はディーゼルフォークリフトを当該基準に適合する事業用貨物自動車もしくは同等の排出ガ

ス性能を有すると認められる事業用貨物自動車で、最新自動車排出ガス規制適合車又はバッテリーフォークリフトに代替する場合の資金。(別表2参照)

但し、この融資は、平成23年8月31日までに融資実行される場合に限る。

- (4)低公害車(CNG車・ハイブリッド車)および省エネ関連機器導入に係る融資
低公害車および省エネ関連機器とは、全日本トラック協会並びに滋賀県トラック協会の導入促進助成事業対象となるCNG車、ハイブリッド車、EMSおよびドライブレコーダー等の導入に要する資金。
- (5)特別増車融資
許可基準割れ(保有台数5両未満)事業者が5両に達するまでの増車に要する資金。

5. 融資の条件

- (1)融資の最高限度額(融資対象各事業の借入総額)
- | | |
|-----------|----------|
| 個別事業者 | 6,000万円 |
| 共同体(協同組合) | 10,000万円 |
- (2)再融資の制限
個別事業者および共同体ともに再度この融資制度の適用を受けようとする場合は、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還されており、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内で申込みができる。
- (3)融資の利率
商工中金の所定利率から利子補給率を差し引いた利率。
- (4)償還期間
10年以内。
但し、法定耐用年数が10年を下回る設備は、法定耐用年数以内。(車両については、5年以内)
- (5)据置期間
償還期間のうち6ヶ月以内。
- (6)担保及び保証人
商工中金の定める担保と保証人を必要とします。協会は債務保証をいたしません。

6. 利子補給

- (1)利子補給率
- | | |
|------------------|-------|
| 一般融資 | 年0.8% |
| ポスト新長期融資 | 年1.2% |
| NOx・排ガス融資 | 年1.2% |
| 低公害車・省エネ関連機器導入融資 | 年1.2% |
| 特別増車融資 | 年1.6% |
- (2)利子補給金は、借受人が商工中金に対して提出する念書(商工中金にて用意)に基づいて協会から商工中金に直接支払います。
- (3)利子補給の制限
借受人が借入金を正当な理由なく申込みに係る事業計画と異なったものに転用した場合は、利子補給を打ち切るとともに、既に受けた利子補給金も繰り上げて償還していただきます。また、所定の償還期間を経過した借入金には利子補給を行いません。

7. 融資取扱金融機関

- (1)商工中金大津支店
大津市浜大津1丁目2-22 077-522-6791
- (2)商工中金彦根支店
彦根市旭町9-3 0749-24-3831
- (3)商工中金の代理店となっている県下の信用組合
滋賀県信用組合の本支店

8. 申込先

社団法人 滋賀県トラック協会

9. 申込方法

(1) 申込者は公募期間中に下記の書類を提出して下さい。

融資推薦申込書	}	滋賀県トラック協会HPよりダウンロードして下さい。
企業要項		
事業計画書		
事業計画に係る見積書		
所在地案内図（土地・建物の場合）		
公図（土地の場合）		
平面図（建物の場合）		

(2) 融資推薦適否の通知

協会は上記の申込を受理した場合、事業計画の的確性等を検討し、申込締切日から10日以内に申込者に対し「融資推薦適否決定通知書」によりその適否を通知します。但し、この通知書は融資の決定ではありませんので予めご了承下さい。

10. 商工中金(信用組合)への融資申込みと融資決定

協会から融資推薦を受けた方は、最寄りの商工中金(信用組合)に対し、「融資推薦適否決定通知書」を添付して、金融機関所定の様式により手続きして下さい。
これにより、商工中金(信用組合)が審査し、融資の諾否を決定します。

11. その他

(1) 借受人は融資対象物件を完成(購入)したときは速やかに「設備完成(購入)報告書」を協会あて提出して下さい。

(2) 借入後の借入れ条件の変更は原則としてできません。

(3) 元金および利息等の支払いが遅れることによって発生する延滞利息の負担は次のとおりです。

元金の返済に係るものについては借受人が負担する。

協会が利子補給により支払うべき利息が、延滞することによって発生する利息は、借受人が負担する利息の延滞分を含めて協会が負担する。

借受人の都合により延滞した場合における協会の利子補給額を含めた延滞利息は、借受人が負担する。

(4) 商工中金(信用組合)に対する所定の借入申込書の添付書類は概ね次のとおりですので、あらかじめご準備下さい。

企業要項

収支決算書(2期分) 収支実績内訳(月別・荷主別・部門別等)

事業計画書

担保・保証人調(不動産担保の場合は登記簿謄本)

(5) NOx・排ガス融資の申込みに係る注意事項

この融資に該当する抹消および購入の車両は車両型式の識別記号による。

別表2「NOx・排ガス融資に係る適用車種一覧表」参照

抹消および購入の車両の登録は、原則として同日付(代替)で行うこと。

購入の車両は、登録完了後に自動車検査証の写しを提出すること。

抹消の車両は、抹消登録完了後に購入車両との代替を証する書面として「抹消登録証明書」または「登録事項等証明書」の写しを提出すること。

抹消するディーゼルフォークリフトは、解体業者による「車両解体証明書」を提出すること。

(別表1)

1. ポスト新長期規制適合車の識別記号(3桁の組合せ記号となります。)

平成23年3月

1桁目			2桁目			3桁目		
排出ガス規制年	低排出ガス認定	識別記号	燃料の別	ハイブリッドの有無(重量車燃費基準達成又は適用状況)	識別記号	用途	重量条件等	識別記号
平成21年規制*1	無	L	ガソリン・LPG	有	A	貨物車・乗合	軽自動車	D
	50	M		無	B		車両総重量が1.7トン以下	E
	75	R	軽油	有(未達成又は不適用)	C		車両総重量が1.7トン超、3.5トン以下	F
平成22年規制*2	無	S		無(未達成又は不適用)	D		車両総重量が3.5トン超	G
				有(達成)	J			
				無(達成)	K			
			CNG	有	E			
				無	F			
			メタノール	有	G			
				無	H			
			その他	有	Y			
				無	Z			

*1 ガソリン車(NOx触媒付直噴)及びディーゼル車(乗用、軽量、中量一部(2.5~3.5t)及び重量車一分(12t~))

*2 ディーゼル車{中量一部(1.7~2.5t)、及び重量車一部(3.5~12t)}

(例)

21年規制低排出ガス認定無
軽油車でハイブリッド無
燃料基準未達成

識別記号は、LDG-となります。

2 排ガス規制の適用を受けない自動車の識別記号

1桁目	2桁目			3桁目	
識別記号	種類	燃料等の別	識別記号	用途など	識別記号
Z	電気	電気	A	貨物	B
	燃料電池	水素(圧縮水素)	B		

(別表2)

NOx・排ガス融資に係る適用車種一覧表

抹消等対象車両(非適合車)

車両総重量	ディーゼル車	ガソリン・LPG車	ディーゼルフォークリフト
	型式の識別記号	型式の識別記号	
1.7t以下	KP-、HW- KE-、HA- KA- S- P- N- K- 記号なし	L- J- H- 記号なし	
1.7t超 2.5t以下	KQ-、HX- KJ-、HE- KF-、HB- KB- S- P- N- K- 記号なし	T- L- J- H- 記号なし	FD、EHO1、VHO1 EHO2、EGHO2
2.5t超 3.5t以下	KR-、HY- KG-、HC- KC- U- S- P- N- K- 記号なし	Z- T- M- J- 記号なし	WFO3、WGFO5 WFO5、DFO5
3.5t超	KC- W- U- P- N- K- 記号なし	Z- T- M- J- 記号なし	

購入対象車両(適合車)

車両総重量	ディーゼル車	ガソリン・LPG車	バッテリーフォークリフト
	型式の識別記号	型式の識別記号	
1.7t以下	識別記号が3桁の車両	識別記号が3桁の車両 GJ-、HP- GG-、HL- R-	
1.7t超 2.5t以下	識別記号が3桁の車両	識別記号が3桁の車両 GK-、HQ- GC-、HG- GA-	
2.5t超 3.5t以下	識別記号が3桁の車両	識別記号が3桁の車両 GK-、HQ- GE-、HJ- GB-	
3.5t超	識別記号が3桁の車両 KS-、HZ-、KR- HY-、KL-、HM- KK-、HF-、PA- PB-、PJ-、PK-	識別記号が3桁の車両 GL-、HR- GE-、HJ GB-	

KL-、HM-、KK-、HF-については、東京都条例等では規制対象

(様式1号)

該当 印

一般融資	ポスト新長期融資
NOx・PM 融資	低公害車・省エネ融資

融 資 推 薦 申 込 書

平成 年 月 日

社団法人 滋賀県トラック協会長 殿

申込人 {

- 住所
- 名称
- 代表者

印

このたび、下記要項のとおり第35回地方近代化基金融資推薦申込みをいたします。
 なお、融資推薦を受けたときは、貴協会制定の近代化基金運営要領の各条項を遵守いたします。

記

金額	金 円
資金用途	設備資金 ()
償還期間	年 カ月
償還方法	
担保	
保証人	
借入希望時期	平成 年 月頃
協同組合等 加入状況	1. 加入済 (組合名) 2. 未加入
融資申込店 予 定	1. 商 工 中 金 (支店) 2. 滋賀県信用組合 (支店)
融資借入実績	1. 今回がはじめて 2. 過去に借入したことがある (1) 全額償還済 (2) 現在返済中

記入要領は裏面参照

添付書類

(1)企業要項 (2)事業計画書

(様式2号の1)

企業要項(個別企業用)

平成 年 月 日

(ふりがな) 名 称 (所属組合)	()	住 所	本店住所 (TEL) 支店・営業所数
役 員	代表者 (才) 外 名	業 界 役 職	協 会 その他
資 本 金	千円 同族 () () ()		
設 立 年 月	年 月 (創業 年 月)		
規 模	不 動 産	土 地 m ² (内借地 m ²) 営 業 所 棟 m ² (内借家 棟 m ²) 保 管 施 設 棟 m ² (" 棟 m ²) 車 庫 棟 m ² (" 棟 m ²) そ の 他 棟 m ²	車 両 10t車以上 台 6 " " 4 " " 1 " " 特殊車種 " 軽自動車 "
従 業 員	職 員 運 転 手 そ の 他 男__人 男__人 男__人 女__人 女__人 女__人 合計__人	労 組	有 ・ 無 上部団体名
主 な 荷 主 及 び 運 送 収 入	荷 主 名 運 送 収 入	千 円	千 円 千 円
業 績 (2 期 分)	年 月 期	年 月 期	
	運 送 収 入	千 円	千 円
	経 常 利 益	千 円	千 円
	純 損 益	千 円	千 円
	減 価 償 却	千 円	千 円
配 当	%	%	
取 引 銀 行 上 位 3 行			
沿 革 特 色 そ の 他			

(様式3号)

事業計画書

(単位：千円)

設備を行う動機・目的及びその効果		
	設置場所	
	物件の種類	
	構造・形式	
	面積・数量	
	収容能力等	
	所要資金	千円
	着工・発注時期	平成 年 月 日
	完成・購入時期	平成 年 月 日
施工者(購入先)		
資金調達方法	本借入金	千円
	自己資金	千円
	その他	千円
	合計	千円

添付書類

- (1) 簡単な図面
- | |
|---------------------|
| 土地の場合は公図と所在地を示す案内図 |
| 建物の場合は平面図と所在地を示す案内図 |

- (2) 見積書

(様式3号) 事業計画書の記入要領

* 設備を行う動機・目的及びその効果

・物流施設の場合

道路、交通事情、需要構造の変化など外的要因にも触れ、施設の現状と問題点及びその改善策を簡潔に述べ、今回の設備の狙いを明確に示す。効果はできるだけ具体的（計数的）に説明する。

・福利厚生施設の場合

施設の現状と問題点、今回の設備の必要性・利用見込み、収益面への影響などを説明する。

・荷役機械の場合

設備の必要性、設備前と設備後の能力・能率比較、省力効果、収益面のメリットなどを説明する。

・車輛の場合

代替または増車の別を記入する。

* 計画の概要

・物件の種類 土地・建物、機械設備、車輛等の別

・構造・形式 土地の地目・用途、建物の構造、車輛の種類・型式等

(様式7号)

設備完成（購入）報告書

平成 年 月 日

社団法人 滋賀県トラック協会長 殿

借受人 { 住所
 { 名称
 { 代表者

印

下記のとおり設備完成（購入）したことを報告いたします。

記

1. 借入要項

借入日 平成 年 月 日

償還期限 平成 年 月 日

借入金額 千円

2. 設備内容

種類・構造・ 番号	
数 量	
所要資金	千円
完成（購入） 年 月 日	

3. 添付書類

完成（購入）した物件の領収書（写）

車両の場合は、購入した車両の自動車検査証（写）

上記設備の完成（購入）を確認しました。

平成 年 月 日

社団法人 滋賀県トラック協会長